借地契約の存続期間

	0	10	20	30	40	50	60
普通借地権	平成4年7月31日以前に締結された契約						
	堅固建物所有目的で期間の定め				30年以上の定め＝その期間		
		30年未満の定め＝60年に延長（判例）			→→→→